

# 篠岡神社報

## 宗教と政治の関わりについて



京都御所春興殿

宗教における儀礼的行為の事を「祭祀(さいし)」と言います。「まつり」と言う意味の漢字を連続させた名詞です。尚「政治」の事を音読み、又古い言い方で「まつりごと」と読んだりします。現代でこそ多くの先進国では政教分離が行われていますが、古来この二つは国・社会の両輪でした。

古代中国においては殷王朝(紀元前十六世紀)の時代には王は政治と共に祭祀を行っており、秦始皇帝以降は土地神を祀る祭壇である「社(しや)」と穀物の神を祀る祭壇である「稷(しよく)」を設け、これらを「社稷(しやしよく)」と呼称しました。社稷はその後も歴代王朝が祭祀を執り行い、明・清代の社稷が北京社稷台として現存しています。

日本においては社稷は歴史に上存在していませんが、古代より天皇を頂点とする国家祭祀が執り行われ、律令体制下においては政治を執り行う機関としての太政官(だじょうかん)に対し、祭祀を執り行う機関として神祇官(じんぎかん)が設置されました。神祇官の制度は律令制以前も存在したようですが資料として明確に遺っているのは大宝律

令以降で、また律令制度の崩壊と共にやや形骸化し、江戸時代には朝廷の太政官指揮下に置かれ、且つ京都の吉田家(吉田神道)、白川家(白川神道)が全国の神社に影響力を持ちましたが、江戸幕府の宗教政策(寺請制度等)の関係もあり、その影響力は律令制下と比較して限定的なものでした。

明治維新後、維新政府は王政復古の大号令の下神祇官を復活させ祭政一致の国家体制を構築しようとしたが、仏教勢力の反対、また近代国家建設と祭政一致は相反するものである事から上手くはいかず、神祇官は神祇省へ、その後教部省、内務省社寺局、内務省神社局と言った変遷の後、神祇院で終戦を迎えました。維新後終戦までの、国家機関に組み込まれていた神道の事を、現在一般的に「国家神道」と称しています。

戦後、GHQの神道指令により神道は国家より分離され、神祇院廃止と時を同じくして現在の神社本庁が宗教法人として設立さ

(裏面に続く)

- 上末 八幡社  
大字上末字新田一二五番地
- 下末 天満天神社  
大字下末字天神前一四七五番地
- 池之内 八幡神社  
大字池之内字雨作六三一番地
- 林 三明神社  
大字林北一〇一番地の一
- 野口 白山社  
大字野口字神尾前二八七七番地
- 野口 神明社  
大字野口字勾当田二五七七番地
- 野口 八幡社  
大字野口字惣門二二〇七番地
- 大山 児社  
大字大山字郷島四一二番地

### 発行

宮司 加藤祐佑

〇五六八・七七・四三二〇

ホームページ「東春神社考」



れました。神祇院管轄下にあった神社の大半は神社本庁に包括され、今日に至っていません。

神道指令及び日本国憲法施行以後、神道は仏教、また新興宗教と同列の一宗教として扱われる事となり、それにより公人及び公的機関との関わりが政教分離の観点から問われる事例が多々あります。有名な所では公的機関の地鎮祭の是非（津地鎮祭訴訟・合憲判断）、総理大臣による靖国神社参拝（合憲判断）、公有地を神社に無償提供している事の是非（砂川政教分離訴訟・合憲違憲で分かれる）等があります。それぞれ「目的効果基準」と言う「その行為が特定宗教を公的に支援又は圧迫するか」と言う判断基準をもとに判決が出されていますが、こう言った訴訟が起きる理由として、戦前、または明治維新以前よりの神道と国家、社会との他宗教に比してより密接な結びつきがあるものと考えられます。ではなぜ国家と

仏教はそれほど問題にならないのかと言うと、これは江戸時代の幕府の仏教寄りの政策が、明治維新後廃止され、その時点で概ね今と変わらない距離感となったからかと思えます。また、先に述べた政教分離訴訟以外にも国と神社神道の関係性を問題視する訴訟は多く提起されていますが、それらの原告には共産党市議（津地鎮祭訴訟）であったり、キリスト教系宗教団体であったりと、元から神道を否定する政治勢力、または本来日本には無かった宗教の団体等が名を連ねている事が多い、と言うのが印象的です。

海外、特に西洋における政教分離を見ると、アメリカでは大統領は就任時に聖書に手を置いて宣誓をしますし、国歌では神の恩恵を願っています。ドイツではキリスト教の名を冠する政党が与党（キリスト教民主同盟）ですし、イギリスでは国教会の主宰は元首たる国王です。キリスト教はその本拠地としてバチカン

市国が存在する為民族宗教たる神道との単純比較は難しいですが、それでも、日本の政教分離原則は西洋と比しても厳格な部類かと思えます。

自身が神職であるからと言って現状に不満があるわけでも、「もっと神社神道に公的な地位を」とも思いませぬし寧ろ現状くらいが良いのではないかと考えますが、同時にこれ以上厳格な政教分離を、と言う話になるのであれば、神社も行政や自治会とは（境内施設の提供等）一切協力しない、と言う話になるのではないかと思います。神社はどこまで公のもの＝公器であるべきかと言うのは難しい所ですが時代時代に合わせて変化していくものだと考えています。

※当職個人の見解を含みます。

## 祭典予定

### 八月

十七日 天満天神社月次祭

### 九月

二十一日上末八幡社撰社

貴船社例祭

天満天神社歳旦祭

### 十月

十二日 兒社例祭

三明神社例祭

池之内八幡神社例祭

上末八幡社例祭

野口八幡社例祭

野口神明社例祭

尾張白山社例祭

十九日 天満天神社例祭

### 十一月

十六日 野口神明社新嘗祭

三明神社新嘗祭

池之内八幡神社新嘗祭

天満天神社新嘗祭

野口八幡社新嘗祭

二十三日上末八幡社新嘗祭

※日程は変更になる場合があります。

ります。最新の予定及び詳細な時間は公式サイトをご覧ください。

## お知らせ

### 次回発行予定について

「篠岡神社報」次号009号は、十一月下旬頃発行(オンライン)予定です。